

## 第3編 応急対策

### 第1章 情報の収集・初期活動

#### 1 特定事象<sup>15</sup>発生情報等の連絡

原子力発電所の原子力防災管理者は、防災業務計画に基づき、特定事象を発見し又は発見の通報を受けた場合、15分以内を目途として、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、文書をファクシミリで送付することとされている。

県は、隣接県等で特定事象が発生した場合、国、隣接県等及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、又は必要に応じて職員を派遣する等、自ら情報収集活動を実施し、事故の状況、その他県内への影響の把握に努める。

#### 2 応急対策活動情報の連絡

##### (1) 特定事象発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

原子力事業者は、原発所在県をはじめ、官邸（内閣官房）、安全規制担当省庁、内閣府、関係市町村、関係県警察本部、関係市町村の消防本部、原子力防災専門官等に、次の事項について、定期的に文書により連絡をすることとされている。

- ・施設の状況
- ・原子力事業所の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況
- ・被害の状況等

県は、国や隣接県等から入手した情報を、関係市町等に対して速やかに連絡するとともに、相互の連携を密にし、その後の対応に備える。

##### (2) 原子力緊急事態宣言<sup>16</sup>発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡

県は、原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

県は、国や隣接県等、原子力事業者等から、原子力発電所周辺の状況、モニタリング情報、屋内退避等の状況等必要な情報を収集し、併せて、国、隣接県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握し、県が行う応急対策について活用する。

県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避等が必要となった場合、県及び関係市町は、必要に応じて、原子力災害合同対策協議会<sup>17</sup>へ職員を派遣する。また、原子

<sup>15</sup>原子力事業所の境界付近の放射性測定設備により、5  $\mu$ sv/h以上を測定した場合など、原災法第10条第1項に規定する基準又は施設における異常事象のこと。

<sup>16</sup>原子力事業所又は関係都道府県の放射線測定設備により事業所境界付近で500  $\mu$ sv/hを検出した場合等、法第15条に規定する原子力緊急事態に至った場合に内閣総理大臣から発出される宣言

<sup>17</sup>内閣総理大臣から原子力緊急事態宣言があったとき、原災法第23条に基づき、国と自治体の連携強化のために設

力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、隣接県等の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、県及び関係市町が行う応急対策について必要な調整を行うなど、原子力災害合同対策協議会との連携を図る。

## 第2章 災害対策本部等の設置

### 1 情報収集・連絡活動のために必要な体制

県は、隣接県等における特定事象発生 of 情報を把握した場合、速やかに職員の非常参集等人員の確保、情報の収集・連絡を行うことができるよう必要な体制を整備する。また、体制の確立についてのマニュアル等を作成し、併せて関係職員への周知徹底を図る。

さらに、必要に応じ電気通信事業者に対して、国、県、市町、隣接県等、防災関係機関等の重要通信の確保を要請する。

### 2 災害対策本部等の整備

県は、原子力緊急事態宣言が発出された場合は、直ちに警戒態勢をとるために必要な体制が確立できるよう、本部の設置場所、本部の組織・所掌事務、職員の参集・配備体制等についてあらかじめ定めておく。

#### (1) 災害警戒本部の設置

原発所在県等より特定事象発生 of 連絡を受けた場合、又は特定事象発生のおそれがあると危機管理監が認めた場合は、危機管理監を本部長とし、各部総務主幹等を構成員とする災害警戒本部を設置する。

警戒本部においては、栃木県警戒本部設置要綱に基づき、災害発生のおそれがある場合における準備的対応や災害が発生した場合における初期災害応急活動の実施に関して、指示の徹底及び各部局の情報交換・対応の調整等を行う。

#### (2) 災害対策本部の設置

原子力事業所の事故により放射性物質が広範囲に拡散し、県内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合、その他原子力災害時の応急対策にあたり知事が必要と認めた場合は、知事を本部長とし、各部局長等を構成員とする災害対策本部を設置する。

災害対策本部においては、栃木県災害対策本部の組織及び運営に関する要綱別表第1に規定された分担業務その他必要な業務について実施する。

### 3 国の職員及び専門家等の派遣要請

原子力緊急事態に伴い、県内において屋内退避等が必要となるおそれがある場合など、県だけでは対応することが困難である場合は、国に対し専門家の派遣、又は

---

けられる協議会。情報の共有化を図り、応急対策などを協議する。

原子力事業者には職員の派遣を要請する。

### 第3章 住民等に対する広報

#### 1 住民等への情報伝達活動

県は、放射性物質及び放射線による影響は五感に感じられないなどの原子力災害の特殊性を勘案し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱をおさえ、異常事態による影響をできるかぎり小さくするため、多様な媒体を活用して住民等に対する情報提供、広報を迅速かつ的確に行う。

情報提供及び広報にあたっては、災害時要援護者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、国や隣接県等、原子力事業者と連携し、情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。

##### (1) 広報の方法等

県は、住民等への情報提供にあたっては国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ分かりやすい例文を準備する。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努める。さらに、国や関係市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、定期的な情報提供に努める。

##### (2) 住民ニーズの把握及び情報提供

県は、住民等のニーズを十分把握し、周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を迅速かつ適切に提供する。考えられる情報の例示については、以下のとおりである。

- ・原子力災害・事故の状況
- ・住民等の安否情報
- ・放射線による健康影響、医療機関等の情報
- ・農林水産物の生産、食品の安全等に関する相談
- ・交通規制情報
- ・その他県が講じている施策に関する情報

##### (3) 報道機関との協力体制

県は、情報伝達にあたって、広報誌等によるほか、テレビやラジオなどの放送事業者、新聞社等の報道機関の協力を得る。特に報道機関の協力を得ることにより、原子力災害に関する情報を広く県内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努める。

また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める。

#### ○県が行う広報事項

ア 事故が発生した原子力事業所施設名、発生日月日及び事故の概要

- イ 災害の状況及び今後の予測
- ウ 原子力事業者の対策状況
- エ 国、県、関係市町の災害対策本部設置及び応急対策の状況
- オ 住民がとるべき措置
- カ 緊急事態対応への決定状況
  - ・原子力緊急事態宣言、解除宣言
  - ・避難（範囲）の決定及び解除
  - ・飲食物摂取制限、食品の出荷制限の決定及び解除、
  - ・緊急事態応急対策を実施する区域の拡張、縮小等
- キ その他必要な事項（安否情報、交通情報等）

## 2 住民等からの問い合わせへの対応

緊急時においては、住民からの相当数の問い合わせが予想されることから、事故の状況や放射線による健康影響等について、速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等の体制を確立する。

特に事故発生後は、短時間で相当数の問い合わせに応じる必要があることから、県の担当機関だけでなく、国や専門家の派遣について体制を整備し、必要に応じて市町へも専門家等の斡旋を行う。また、特に住民が安心できる情報について、収集・整理・提供を行う。

## 第4章 屋内退避等

### 1 避難誘導等

#### (1) 住民等に対する周知

原子力緊急事態が発生した場合には、原災法第15条の規定に基づき、内閣総理大臣は、応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、表2（14ページ）の屋内退避及び避難等に関する指標を踏まえて、住民等に勧告又は指示を行うこととされている。

本県においては、茨城県の東海第二発電所から50kmの範囲にある地域がPPAに含まれることが想定されるため、原災法第15条の原子力緊急事態における内閣総理大臣からの指示が隣接県等にあった場合、県及び関係市町は、屋内退避等について、以下の方法で住民（観光客等県内に滞在する県外者を含む）に対して情報を提供する。

特に、視聴覚障害者や日本語に不慣れな在住外国人などの災害時要援護者に対する周知方法については、特段の配慮を行う。

- ①ラジオ・テレビや新聞などの報道
- ②県警察を通じて警察署・交番等での情報提供や必要に応じてパトロールカーによる巡回、広報活動
- ③消防本部の広報車等による広報活動
- ④市町村の防災行政無線や広報車等の活用

- ⑤小中学校について、市町村教育委員会を通じた連絡
- ⑥必要に応じ、各防災機関や電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者に対して住民への適切な呼びかけを依頼
- ⑦その他、ホームページを活用した情報提供

## (2) 誘導の方法

避難誘導にあたっては、屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。また、県又は市町は、退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

また、高齢者、障害者、乳幼児、外国人、妊産婦その他の災害時要援護者とその付添人の避難を優先するなど、要援護者に対して十分に配慮するものとする。

## 2 避難所等の開設、運営

### (1) 避難所の開設

県及び市町は、必要に応じ避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

(開設にあたっての留意事項)

- ・鉄筋コンクリート造で耐震構造を有するなど、比較的安全な公共建物であること
- ・給水及び給食施設を有するか、あるいは比較的容易に設置できること
- ・原子力災害時の風向等、気象条件に応じた立地であること
- ・放送設備等、避難者への情報伝達に必要な設備の整備に努めること
- ・状況に応じて、障害者用トイレ、スロープ等の段差解消設備を仮設すること
- ・体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の整備に努めること

### (2) 避難所の管理・運営

県は、各避難所の管理・運営にあたり、避難所における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、清掃等について円滑に実施するため、医師等専門家、ボランティア、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。

また、避難所に必要な次の設備及び資機材をあらかじめ配備し、又は必要なときに直ちに配備できるよう準備しておくものとする。

- ・放送設備
- ・照明設備（非常用発電機を含む。）
- ・給水用機材
- ・救護所及び医療資機材
- ・仮設の小屋又はテント

- ・仮設便所
- ・防疫用資機材

さらに、避難所における避難者に係る情報の早期把握に努めるとともに、避難者の要望を把握するなど、避難所における生活環境に注意を払い、必要に応じて改善を図り、常に良好なものとするよう努める。

### 3 県外からの避難者の受入

原子力発電所事故が発生した場合、その影響が広範囲に及ぶため、隣接県等の住民が本県に避難することが考えられる。そのため、県民の避難だけでなく、他県民の避難にも対応する必要がある。なお、受入れにあたっては、災害時要援護者及びその家族を優先するよう配慮する。

#### (1) 緊急的な一時受入れ

必要に応じて県の保有する施設を避難所として一時的に提供する。また、市町に対しその保有する施設を避難所として設置するよう要請する。

#### (2) 短期的（1ヶ月程度）な避難者の受入れ

隣接県等から避難者受入れの要請があった場合には、まず、緊急的な一時受入れと同様に県又は市町の施設で対応し、その後必要に応じて、市町と協議の上、県内の旅館・ホテル等を県が借り上げて避難所とする。

#### (3) 中期的（6ヶ月から2年程度）な避難者の受入れ

避難者の県営住宅への受入れを検討する。また、市町と協力し、市町村営住宅等の受入情報について提供を行う。さらに、必要に応じて民間賃貸住宅を県が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。

#### (4) 生活支援及び情報提供

県内に避難を希望する避難者に対しては、住居、生活、医療、教育、介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

また、避難者に関する情報について、避難元県を通じて避難元市町村へ情報提供する。避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報を提供するとともに、県及び県内市町からの避難者支援に関する情報を提供する。

長期的に本県に居住する意向のある者については、住宅、就労等の相談に対応するなどの支援を行う。

## 第5章 モニタリング活動の実施

### 1 モニタリングの実施

県は、原子力緊急事態宣言発令時又は放射性物質輸送事故等が発生した場合、モニタリングを迅速かつ有効に実施するために、測定項目、測定地点又は試料採取地

点、測定方法等についてあらかじめ可能な限り具体的に規定したモニタリング計画に基づき、直ちに平常時のモニタリングを強化し、環境における放射性物質等の影響の有無又はその大きさを迅速に把握する。

モニタリングを実施するにあたっては、発生した事故等の影響を考慮したうえで、モニタリング計画、モニタリング実施要領等に基づき、次の事項について行う。

- ア 空間放射線量
- イ 農林水産物・加工食品
- ウ 水道飲料水
- エ 農耕地土壌・肥料
- オ 牧草・飼料作物
- カ 下水汚泥等
- キ 浄水発生土
- ク その他必要な事項

## 2 実施にあたっての留意事項

対象となる主要な放射性物質又は放射線は、原子力施設の特性や事故の形態により異なるため、測定する放射性物質又は放射線は、原子力施設の特性や事故の形態に応じて、被ばく評価上重要性の高い放射性物質又は放射線を優先的に測定することが望ましい。

具体的には、原子炉施設等については放射性の希ガス、ヨウ素及びセシウム等、核燃料施設については火災、爆発、漏えい等により放出されるウラン又はプルトニウム等、臨界事故により放出される核分裂生成物並びに中性子線及びガンマ線である。

なお、実施にあたっては機動性を高めるため、必要に応じて、国や関係機関と連携して、車両や航空機を有効に利用する。

## 第6章 住民等の健康対策

### 1 周辺住民等を対象とする初期対応

避難所、救護所等において、住民等を対象として汚染の把握（サーベイランス）、スクリーニング及び被ばく線量の測定等を行い、放射性物質による対表面汚染がある場合には、除染等の措置を行う。

また、住民等に対し放射線被ばくによる健康影響について説明を行うとともに、健康相談を行う。

### 2 医療活動の実施

#### (1) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣

国等に対し、緊急被ばく医療チームの派遣を要請するとともに、緊急被ばく医療チームに対し、医療機関の指導及び被ばく患者に対する医療活動への協力を要

請する。

## (2) 医療関係者の防護及び被ばく管理

放射性物質による汚染がある患者の場合には、医療関係者の被ばく線量の管理を行うとともに、低減化を図る必要がある。避難所（救護所）等において汚染部位のある患者の処置を行う場合には、医療関係者は防護衣、マスク等を着用し、個人線量計を装着する。

## (3) 具体的な医療対応

汚染の有無にかかわらず、一般の救急診療の対象となる傷病への対応を含む初期診療を行うとともに、汚染の程度等に応じて、受入が可能な医療機関への搬送の決定を行う。被ばくした場合、県外の緊急被ばく医療機関、放射線障害専門病院への搬送を行うことになる。搬送に際し必要となる設備等を消防機関や災害拠点病院などに配備することを検討する。

## (4) 対策における留意点

不特定線源等により汚染され、又は被ばくをしたが、自覚のない患者が発生した場合には、患者は被ばく医療機関のみならず一般医療機関を受診することが予想される。また、放射線障害のおそれがある場合には、同様の患者の発生の可能性を考慮し、関係機関と情報を共有し、線源を特定するなど迅速な対応を行う。

## 3 相談窓口の設置等

地域住民の心身の健康を確保するため、市町と協力し、健康福祉センター等において相談窓口を設け、それぞれの状況に応じた相談・指導を行うとともに、必要に応じて健康相談及びスクリーニングを実施する。

また、住民等の放射線の影響等に関する理解を深めるため、電話相談窓口を設置するとともに、健康相談や心のケアに関する巡回相談についても、必要に応じて実施する。

## 4 飲料水の安全対策の実施

県は、国の指導・助言、指示及び県が実施するモニタリングの結果に基づき、国が定める飲食物摂取制限に関する指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、水道水及び飲料水の摂取制限、広報等必要な措置をとるよう関係市町に要請する。

また、水道水の安全対策のため、水道事業者等に事故の状況を直ちに伝えるとともに、下記事項についての指導等を行う。

### (1) 水道水の安全確保等

- ・水道水の検査及び結果の公表
- ・水源が汚染又は汚染のおそれのある場合の浄水施設での汚染防止対策の実施
- ・供給水が国の示す指標値を上回った水道事業者に対し、摂取制限及び広報の実

- 施
- ・ 応援給水の調整等

## (2) 飲料水の安全確保等

- ・ 飲用井戸等設置者に対する助言
- ・ 応急給水の調整等

実施にあたっては、厚生労働省から示される水道水中の放射性物質に関する指標等に留意して指導等を行っていく。

なお、水道水の摂取制限を実施する場合に備え、飲料水の備蓄等について整備するとともに、市町に対しても要請する。

## 5 安定ヨウ素剤

### (1) 安定ヨウ素剤の配布

安定ヨウ素剤については、SPEED I やモニタリングの結果、予測される放射性ヨウ素の放出期間などを考慮して、小児甲状腺等価線量の予測線量 100 ミリシーベルトを超えるおそれがあると判断した場合に配布することとなる。

県は、国の原子力災害対策本部等により安定ヨウ素剤の予防服用の指示があった場合、あらかじめ検討した方策等に従い、県民が確実に受領できるようにする。

配布にあたっては、あらかじめ指定された配布責任者及び配布担当者により、迅速かつ適切に実施することとする。なお、配布責任者については、医師をもって充てることが望ましい。

配布担当者は、配布状況確認リスト等を作成し、配布先・配布数量等必要項目について記録する。配布終了後、配布責任者に提出する。

### (2) 安定ヨウ素剤の服用

県は、国から安定ヨウ素剤が供給され、服用指示があった場合に、市町、警察や消防等関係機関の協力を得て、適切な服用場所において、医師等専門家の指示のもと、住民等に対し速やかに服用させる。

服用にあたっては、幼児、妊婦等については、かかりつけの医師等がいる場合は、それらの者の指示を仰ぐよう指導する。なお、住民への配布・服用にあたっては、服用方法や効用等について十分に説明し、できるだけ不安を感じさせることがないように留意する。

服用回数については1回を原則とし、2回目の服用を考慮しなければならない状況では、避難を優先させる。

## 第7章 農林水産物・加工食品等の安全性の確保

### 1 出荷制限・解除等

#### (1) 食品等の安全性等の確認

福島第一原子力発電所事故では、広範な地域において、原乳、野菜類、水産物な

どの出荷制限措置が講じられた。また、本県においても、暫定規制値を超えた野菜や牛肉等の流通が判明し、出荷制限措置が講じられた。

原子力災害が発生した場合、県は農林水産物や加工食品等の安全性を把握するとともに、出荷制限の要否を判断するため、モニタリング実施計画及び実施要領等に基づき、速やかに放射性物質に係るモニタリング検査を実施し、当該結果の公表及び関係者への情報提供を行う。

## (2) 食品等の出荷制限及び解除

モニタリング検査結果に基づく出荷の制限及び解除については、国の定めるルール（食品にあっては、原子力災害対策本部が示す「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」）による。

モニタリング検査の結果、食品衛生法に定める基準値を超過した食品等が発見された場合は、県は速やかに関係団体や市町等を通じて生産者等へ出荷自粛を要請するとともに、県ホームページへの掲載やテレビ、ラジオ、新聞等による報道要請など、様々な手段を使って県民に対し広く周知する。

また、基準値を超過した牧草等が確認された場合は、関係団体や市町等を通じて生産者等へ給与自粛を要請するとともに、給与された疑いのある家畜の生産物については安全であることが確認されるまでの間の出荷自粛を要請する。

出荷制限後のモニタリング検査結果が国の示すルールに適合する場合、県は国と解除計画について協議し、国の指示を受けて出荷自粛等を解除する。併せて生産者及び県民等へも広く周知する。

検査結果が国の設定する基準値未満であることにより、安全性が確認された場合においては、対象物の安全性を速やかに周知する。

【表4 食品中の放射性物質に係る規格基準(案)<sup>18)</sup>】

核種	品目	基準値 (Bq/kg)
放射性セシウム	飲料水	10
	乳児用食品	50
	牛乳	
	一般食品	100

## 第8章 児童・生徒等の保健・安全対策

学校等は、原子力災害が発生した場合に、次のような対応を行うことにより、適切な情報に基づき児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

- ・屋外にいる児童・生徒等を速やかに屋内に退避させる。

<sup>18)</sup> 厚生労働省薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会放射性物質対策部会報告書（平成23年12月22日）

- ・児童・生徒等の出欠を確認により、所在の確認等を行う。
- ・長時間の屋内退避においては、体調や気持ちの変化に配慮し、健康観察を行う。
- ・保護者への引渡しを円滑に行う。

また、県は、国や市町と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童・生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

## 第9章 緊急輸送活動

### 1 緊急輸送活動の実施

県は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。また、必要があるときは、原則として次の項目に係る輸送について調整する。

- ①人命救助、救急活動等
- ②避難者
- ③災害応急対策を実施するための要員・資機材送
- ④住民等の生活を確保するために必要な物資
- ⑤その他

また、人員、車両等に不足が生じたときは、トラック協会、バス協会などの関係団体や警察、自衛隊などの関係機関に支援を要請するとともに、必要に応じて隣接県に支援を要請する。

### 2 緊急輸送のための交通路の確保

県は、緊急輸送のための交通路確保について、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮し、交通規制を実施するとともに、交通情報の提供を行う。また、関係機関や現場の要員からの情報その他保有する手段により、交通状況の把握に努めるとともに、国等から派遣される専門家等の現地への移動に関して、適切に対応する。

## 第4編 復旧対策

### 第1章 住民等の健康対策

#### 1 住民への対応

##### (1) 健康相談

県は、市町と協力し、住民等の不安を払拭するため、住民に対する心のケアを含む健康相談を実施する。

##### (2) 健康影響調査のための検討

救護所等で応急対策として行う医療救護活動とは別に、復旧対策として、必要に応じて、地域の住民等を対象とする健康影響に関する調査を実施する。

実施にあたっては、緊急時医療や放射線の人体への影響に詳しい専門家等による検討会等の意見を聴いて、健康影響調査の必要性等について検討する。

検討会等では、メンタルヘルスやリスクコミュニケーションなど、身体的影響調査以外に、心のケアに関する調査、情報提供等についても検討する。

##### (3) 健康影響調査等の実施

検討会等において、健康影響調査の必要性が認められた場合には、調査の対象、内容、方法等について具体的な検討を加え、速やかに医療機関をはじめ関係機関等と協力し、実施に移していく。

##### (4) メンタルヘルス対策

国、市町、医療機関をはじめ、関係機関等と連携し、住民のメンタルヘルス対策として、心のケアに関する電話相談の実施など、住民からの問い合わせに対応できる体制を整備する。

なお、防災業務関係者も心のケア対応を受ける対象者となりうるため、住民等に対し留意しながら、防災業務関係者への対応にも十分に留意する。

#### 2 学校等における対策

学校等における健康対策については、基本的には住民に対するものと同様であるが、子どもは放射線の影響を比較的受けやすいこと、精神的にも成長過程にあること等の特性を考慮し、次のような対応に努める。

##### (1) 健康調査

健康調査を実施するにあたり、原子力災害による児童・生徒等の心身の健康への影響を把握するため、教職員等による健康観察を行う。特に児童・生徒等については、災害で受けた心の影響は、長期化することや数ヵ月後に突然現れることもあるので、長期的に観察をする必要がある。

## (2) 心のケア

原子力災害が発生し、それを児童・生徒等が体験あるいは見聞をすると、心身に何らかの影響を受ける可能性がある。表面的には何もなくても、内面的には影響を受け、恐怖心や不安感等から情緒不安定等心の健康問題が発現し、それが学校等での生活や周囲の人間関係の中で様々な形で現れることがある。

したがって、原子力災害の経過に伴い、児童・生徒等の健康問題解決のために、教職員等による組織的かつ迅速・適切な対応が不可欠である。学校等においては心のケアに関する体制を整備し、児童・生徒等の対応にあたる。県は、設置者等に対して必要な支援を行う。

## (3) その他

原子力災害が収束しても、放出された放射性物質が地表上に蓄積し、児童生徒の屋外活動の妨げとなるおそれがあるため、学校の設置者等は、園庭や校庭など児童・生徒等が活動する場所について放射線量の計測を行い、必要に応じて、表土除去等放射線量を低減するための必要な措置を行う。県は、設置者等に対して必要な支援を行う。

また、児童生徒や保護者の不安を払拭するため、必要に応じて学校給食について放射線量の測定を実施し、目に見える形での情報提供に努める。

## 第2章 風評被害対策

### 1 風評被害の内容

風評被害とは、報道等により広く知らされた事実によって、商品又はサービスに関する放射性物質による汚染の危険性を懸念し、消費者又は取引先が当該商品又はサービスの買い控え、取引停止等を行ったために生じる被害である。

放射能による影響は目に見えず、健康に与える影響も予測できないため、農林水産物、加工食品、工業製品及び観光業等について、安全性に問題がなくとも風評被害が大きな問題となる可能性がある。

### 2 農林水産物、工業製品等に係る対策

農林水産物等について風評被害を最小限にとどめるためには、詳細な放射性物質モニタリング検査を実施し、安全性を積極的にPRしていく。

工業製品や加工食品等については、速やかな放射線量の測定により、県内企業の輸出等に係る安全確認を積極的に支援していく。

具体的には、報道発表や県ホームページへの掲載等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確で、わかりやすい情報を県内外に対して積極的に発信していくほか、必要に応じて当該商品に係る測定結果に係る報告書を提供するなどの措置を実施する。

さらに、国外にまで及ぶ風評被害については、国と連携してその払拭に向けた仕組みを検討する。

### 3 観光業に係る対策

観光業における風評被害対策としては、大気、土壌、水、食等観光地を構成する諸要素の放射性物質に関するデータの収集により安全性を迅速かつ確実に把握した後、安全宣言を行うことに加え、報道発表や県のホームページ等、様々な広報媒体を用い、安全性に関する明確でわかりやすい情報を国内外に対して積極的に発信していく。

また、本県を訪れている外国人を含む観光客等に対し、安全に関する明確でわかりやすい説明を行うことにより、当該観光客等から本県が安全であることを発信してもらう。

### 4 被害者の救済

風評被害が実際に生じたと考えられる場合、事故と被害との因果関係を含む風評被害の詳細な状況を把握し、損害を受けた被害者の救済が図られるよう努める。

そのためには、安全性のPRや誘客促進に係るキャンペーンなどのイベントの実施による風評被害解消に向けた取組に加え、生産者や観光業者に対し、風評被害等に対する賠償等に係る手続きを周知し、支援していく。

## 第3章 放射性物質による汚染の除去

現在作業中

## 第4章 損害賠償活動

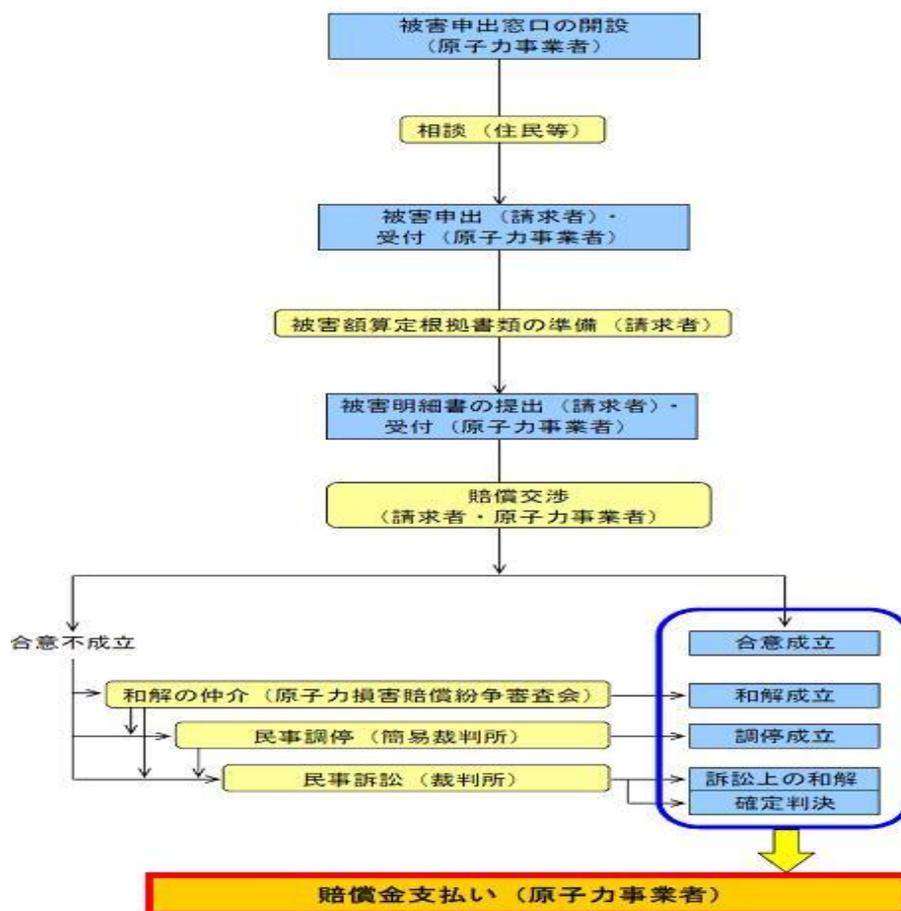
### 1 原子力損害賠償制度の概要

原子力施設においては安全確保を図ることが大前提であるが、万一の場合の原子力事故による被害者の救済等を目的として、「原子力損害の賠償に関する法律」（以下「原賠法」という。）に基づく原子力損害賠償制度が設けられている。

この法律は、主に次の項目等について規定している。

- ・原子力事業者への無過失・無限の賠償責任。原子力事業者への責任の集中
- ・原子力事業者に対して原子力損害賠償責任保険への加入等の義務づけ
- ・賠償措置額を超える損害が発生した場合の国による原子力事業者への必要な援助
- ・原子力損害賠償紛争審査会の設置

※損害賠償請求の流れ（文部科学省ホームページ）



## 2 原子力損害賠償紛争審査会

### (1) 原子力損害賠償紛争審査会の概要

原子力損害賠償紛争審査会は、主に次のような事務を行う。

- ①原子力損害の賠償に関する紛争における和解の仲介
- ②原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定

なお、福島第一原発の事故では、上記②に関連し、原発事故から生じた全損害のうち、東京電力が賠償しなければならない損害の範囲を判定する一般的な指針（ガイドライン）を策定するために審査会が設置された。

### (2) 原子力損害賠償紛争審査会の役割

原子力損害かどうかの認定は、賠償が加害者である原子力事業者と被害者との間の示談で行われる場合は、当事者同士で行うこととなるが、当事者同士の話し合いでは解決しない場合は、原子力損害賠償紛争審査会に和解の仲介を申し出ることができる。

## 3 事業者等への支援

## (1) 損害状況等の情報収集

賠償金の支払いについて、原子力損害賠償紛争審査会が策定する指針に基づき、原子力事業者が賠償金等の支払いを行うこととなるが、賠償内容や手続きについて、国や原子力事業者等からの情報収集を積極的に行い、その内容を周知する。

また、原子力災害により、県内事業者等に出荷制限や風評被害などの被害が発生するおそれがある場合には、関係する分野ごとに損害情報の収集に努める。

なお、福島第一原子力発電所事故において、本県内で対象となる損害の項目は、次のとおりである<sup>19</sup>。

- ・ 政府等による農林水産物等の出荷制限指示等に係る損害  
営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）
- ・ いわゆる風評被害  
営業損害、就労不能等に伴う損害、検査費用（物）  
（分野）農林漁業・食品産業、観光業、製造業、サービス業等、輸出
- ・ いわゆる間接被害  
営業損害、就労不能等に伴う損害

県内の損害状況を正確に把握し、損害賠償に関する制度や手続き等の内容を踏まえた上で、個々の分野においてどのような支援が必要とされているかを判断し、適切に対応する。

## (2) 事業者等への支援内容

原子力災害により、県内の事業者等に損害が発生した場合には、正当な賠償を受けられるために、次に掲げる支援を行うほか、個別の状況に応じた適切な対応を行う。

- ・ 県のホームページやテレビ、ラジオ等の県政広報番組を通じた原子力損害賠償請求に係る制度や手続き等の内容分野毎に異なるため、業種や業界団体別の説明会の開催
- ・ 関係出先機関等における相談窓口の設置

また、被害を受けた事業者や損害の内容等について、県が全てを把握することは困難であるため、事業者等が速やかに損害賠償請求を行うことができるよう、制度等の周知を心がける。

<sup>19</sup>原子力賠償紛争審査会「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年8月）

### 3 自治体による請求

#### (1) 請求の可否の判断

災害が発生した場合、自治体は、被災した住民の生命、財産を守り、安全・安心な生活を維持するための様々な業務を実施すべき立場にあり、原災法や災害対策基本法に基づいて遂行する責務に限らず、幅広く住民の安全・安心のために積極的に様々な業務を実施し、そのことが被災住民の救済につながることになる。

したがって、原子力災害において自治体が支出した様々な経費について、請求の可否を判断する。

#### (2) 具体的項目

福島第一原子力発電所事故への対応を踏まえ、損害賠償請求の項目としては、次のものが考えられる。

- ・モニタリング機器購入費、除染、モニタリング等に要する経費
- ・農産物等の放射性物質検査、産地証明書発行等に要する経費
- ・講演会、研修会、冊子発行等広報費に要する経費
- ・土壌改良・汚染汚泥処理に要する経費
- ・学校等の表土除去に要する経費
- ・放射性物質に汚染されたおそれのある廃棄物処理等に要する経費
- ・企業等の支援、風評被害払拭のためのイベントに係る費用